

サステナビリティ情報保証の方向性、議論開始

金融審議会サステナビリティ情報開示保証WG

去る10月10日、金融庁は第4

回金融審議会サステナビリティ

情報開示と保証のあり方に関

するワーキング・グループ（座

長・神作裕之・学習院大学大

学法律研究科教授）を開催した。

サステナビリティ情報に対する

保証制度の方向性

これまでの議論において、

時価総額3兆円以上の企業は

2027年3月期から、1兆円

以上の企業は2028年3月期

から、5,000億円以上の企

業は2029年3月期からの開

示適用義務化（いずれも適用初

年度の二段階開示可）との方向

性が示され、賛同意見が多く聞

かれていた。

今回、事務局から、開示適用

義務化の翌年に義務化される保

証適用について、一定期間はス

コープ1,2のみとする提案が

された。

委員からは、賛同する意見も

聞かれたが、「保証の範囲がス

コープ1,2のみというのは限

定しすぎ。スコープ3にこそ保

証が必要」という反対意見も聞

かれた。

保証業務に関する論点

事務局は、保証業務実施者お

よび保証水準について次の提案

を示した。

保証業務実施者は、新たな制

度の下で登録を受けた監査法

人またはその他の保証業務提

供者（保証制度導入後一定期

間は仮登録で運用）を想定。

また、保証業務実施者が必要

に応じて、外部専門家を活用

することも考えられる。

保証水準は限定的保証とし、

今後、実務の状況や海外の動

向等を踏まえ、合理的保証へ

の移行の可否について検討。

委員からは、保証の品質に差

が出ないよう至急法令等の整備

を整える必要がある等の意見が

聞かれた。

二段階開示

二段階開示について、前回

（2024年7月20号（No.17

16）情報ダイジェスト参照）

の議論も踏まえ、一段階目の開

示を有報にて行い、二段階目の

開示を訂正報告書（半期報告書

の提出期限まで）にて行うこと

が示された。また、一段階目の

開示では、現行開示規制に基づ

く開示（2023年3月期から

開始されているサステナビリ

ティ情報の開示）が求められ

二段階目の開示ではS B J基

準に準拠した開示が求められ

る。

委員からは、おおむね賛意が

聞かれた。

海外に向けた情報開示の本邦

での開示方法

前回、欧州CSRD（企業サ

ステナビリティ報告指令）等に

基づく開示を行った場合に金融

商品取引法上の開示書類（臨時

報告書）の提出を求めるとの事

務局提案に対し、賛否両論が

あった。

これを受けて事務局は、本邦

の企業が、CSRD等の海外の

サステナビリティ開示基準によ

る開示を行った場合、国内投資

家が海外投資家よりも情報入手

が遅くなることや、必要な情報

が得られないことがないように

することが重要として、有報に

おいて本邦サステナビリティ開

示基準に準拠した開示を行って

いない企業が、CSRD等の連

結ベースでの開示を求める海外

のサステナビリティ開示基準に

基づく開示を行った場合に限

り、本邦の法定開示書類（臨時

報告書）によって、同等の情報

が周知されるようにすることを

提案した。

委員からは賛意も聞かれた

が、臨時報告書は重要事実が発

生したときに開示するという認

識が企業に根強く、そこに対す

る配慮を求める声も聞かれた。

セーフハーバー

事務局は、企業の統制の及ば

ないスコープ3排出量に関する

定量情報が事後的に誤りである

ことが発覚したとしても、次の

場合には虚偽記載等の責任を負

わないとする考え方にに基づき、

開示ガイドラインを改正し、明

確化することを提案した。

統制の及ばない第三者から取

得した情報を利用することの

適正性（含…情報の入手経路

の適切性）や、見積りの合理

性について会社内部で適切な

検討が行われたことが説明さ

れている場合であって、

その開示の内容が一般に合理的

なと考えられる範囲のもので

ある場合

また、将来情報が事後的に実

際と乖離することとなった場合

や、スコープ3排出量に係る定

量情報が事後的に誤りだったと

判明した場合に備え、虚偽記載

等に対する企業の責任の範囲を

明確にする観点から、「データ・

プロバイダーから入手した情報

を含む記載箇所を特定したうえ

で、当該情報を含む旨、当該プ

ロバイダーの名称」や「実際と

乖離が生ずる可能性がある旨と

その要因」の開示について提案

された。

あわせて、将来情報や第三者

からの統制の及ばない情報等を

含むサステナビリティ情報の適

切な開示のためには、経営者の

関与および経営者による作成責

任の明確化が重要とし、金融商

品取引法上の確認書の記載事項

の追加について提案された。

財務諸表作成者の委員から

は、「SEC気候関連規則案と

同様に『スコープ3の開示につ

いては、合理的な根拠なく行わ

れまたは誠実に開示しなかった

ことが証明されない限り、不正

な記載ではない」と規定するべ

き」などの意見が聞かれた。

会計

バーチャルPPAの会計処理に関する論点を検討

ASBJ、実務対応専門委

去る10月22日、企業会計基準委員会が、第162回実務対応専門委員会を開催した。

前回（2024年10月1日号（No.1722）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
会計処理に関する基本的な考え方

日本公認会計士協会から、①デリバティブの該非、②会計処理を行う単位、について検討することが提案されていた。その理由として、「バーチャルPPAにおいては、非化石証書を発電事業者から需要家に移転し、『発電量×（PPA契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格）』により計算される金額を発電事業者と需要家との間で決済する（差金決済）ことが一般的である。この差金決済という特徴に着目し、バーチャルPPAをデリバティブとして取り扱うか否かが論点である」ことが示されている。

これを受けて、事務局は次のように分析した。

- ・本プロジェクトが対象とする契約は、需要家が自己使用目的で非化石証書を取得する契約であり、差金決済は複数ある対価の決定方法の一つであると考えられる。
- ・前記を踏まえると、契約に含まれる差金決済という特徴のみに着目してデリバティブの該非の検討を行うのではなく、需要家にとって契約の主たる目的である非化石証書の取得という観点から、どのような会計処理が経済実態を表すかの検討を行うことが考えられる。また、そのうえで、対価の決定方法の違いによる追加的な論点があるかを検討することが考えられる。

・企業会計基準諮問会議から提案されている、実務を踏まえ、たうえでの短期的な当面の取扱いの決定についての検討を行う。

経理に効く法律雑学

朝ドラの「違憲判決」

弁護士 白川 敬裕

日本初の女性弁護士士の1人である裁判官となった女性をモデルにした朝ドラ『虎に翼』（NHK）で、実際にあった「違憲判決」が描かれました。いわゆる「尊属殺重罰規定違憲判決」です。

現在の刑法200条には「削除」と書かれています。かつての刑法200条は、「直系尊属（父母や祖父母）を殺した者は、死刑または無期懲役」と定めていたのです。

当時の殺人罪は、死刑と無期懲役だけでなく、3年以上（現在は、「5年以上」）の有期徒刑も定められていました。ですから、旧刑法200条の尊属殺人罪は、殺人罪の刑を特に重くしていたことになりました。

法律が定めている刑の下限は、一定の条件を充たせば、例外的に下げることができません。

しかし、無期懲役が下限だと、どんなに例外を適用して下限を下げて、執行猶予を付けることができません。

尊属殺人罪の規定があるなか、このような事件が起りました。

被告人は少女のころに実父から虐待を受け、以後10余年間、実父と夫婦同様の生活を強いられた、その間、実父との間に数人

の子までできるという悲惨な境遇にあったなか、たまたま正常な結婚の機会にめぐりあいました。しかし、実父はこれを嫌い、あくまでも被告人を自己の支配下に置き醜行を継続しようとしていました。被告人は、実父から10日余にわたって脅迫虐待を受け、懊悩煩悶の極にあったところ、いわれない実父の暴言に触発され、思まわしい境遇から逃れようとして、ついに実父を殺害するに至り、犯行後、ただちに自首しました。

当時、尊属（父母、祖父母）が被害者であることを理由に刑が重くなっている規定には、尊属殺人罪のほか、尊属傷害致死罪、尊属遺棄罪、尊属逮捕・監禁罪もありました。

第一審は、朝ドラのように、「尊属殺の重罰規定は憲法違反」と判定し、過剰防衛・心神耗弱を認定して刑を免除しました。これに対し、控訴審である東京高等裁判所は、尊属殺重罰規定が合憲であることを前提に、懲役3年6カ月の実刑判決を下しました。

このように第一審と控訴審で判断が分かれるなか、最高裁は、「①

尊属に対する尊重報恩という道義を保護する目的で刑罰を区別すること自体は合理的（合憲）」としました。

そのうえで、「②尊属殺人罪の刑の重さが極端であること（どんなに酌量すべき状況があっても執行猶予を付けられないほど重いこと）は憲法14条1項の法の下の平等に違反する（違憲）」として、被告人に執行猶予の判決を下しました。

実は、この最高裁判決を担当した15名中14名の裁判官は、憲法違反という結論は一致していたものの、①の「重罰規定の目的」に対する判断は、8名・6名の僅差でした。6名の裁判官は、「尊属への道義を保護する目的で刑罰を区別すること」自体が憲法違反という意見を述べていたのです。8名の多数意見によれば、尊属殺の下限を執行猶予が付けられる範囲に設定しておけば、法定刑を重くすること自体は合憲ということになります。6名の意見によるなら、そもそも尊属殺の刑を重くすること自体が違憲となります。

最高裁でも、「憲法違反の理由」について見解が分かれた、とても難しい案件だったといえます。

非化石証書の会計処理

非化石証書に関する会計処理を検討するにあたり、事務局は次のとおり論点を整理した。

- (i) 対価の支払義務に関する負債の認識時点
発電時から電力量の認定時点までのどの時点で負債を認識するか。
- (ii) 負債の認識時点の会計処理
負債の認識時点において、会計上の資産を認識するか、または費用処理を行うか。(i)の検討を踏まえて検討を行う。
- (iii) 追加的な論点
差金決済により支払がマイナスとなる場合の会計処理および、バーチャルPPAの取引のリスクに関する開示が論点になる。

前記の論点のうち、(i)について、需要家は契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石価値を取得することをあらかじめ約束しているため、非化石価値システムを通じて非化石価値が発電事業者から需要家に移転する前から実質的に発電量に相当する量の非化石価値を受け取る権利および対価の支払義務が生じている。この場合、

①発電時、②一般送配電事業者における発電量の通知時点、③発電量の認定時点のいずれかの時点で負債を認識する、との分析を事務局は示した。
これを踏まえ事務局は、需要家は対価に関する実質的な支払義務を発電時から負っているが、本プロジェクトが対象とする

会計

選択適用可能なオプションの開示、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る10月24日、企業会計基準委員会は、第227回金融商品専門委員会を開催した。
金融資産の減損について、審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

オプションの開示

これまで提案された、企業の判断により選択適用できる個別のオプションの開示に関して、次のような事務局案が示された。

- ① 企業が企業会計原則注解および企業会計基準24号に照らして重要な会計方針に該当すると判断したオプションについて、重要な会計方針として注記する。
- ② 貸付金が事業目的に照らし

る取引の目的が非化石証書の取得であることを踏まえると、非化石価値が認定され、需要家の支払義務が確定した発電量の認定時点で負債を認識するとの提案を行った。
専門委員会からは、「取引の実態分析をもう少し行っってほしい」との意見が聞かれた。

て重要である企業が次のオプションを採用した場合には、「会計方針に関する事項」として注記する。

- ・ 貸付金に関する手数料の取扱い(ステップ2)
 - ・ 実効金利に代えて約定金利を用いるオプション
 - ・ 貸付金に関する手数料の取扱い(ステップ5)
- ③ 貸倒引当金の算定プロセスに関する事項として、IFRS7号「金融商品…開示」の開示に関する定めを取り入れ、企業は開示目的に照らして開示の要否を判断する。

専門委員会からは、「①の方針に賛成。②、③は重要性が乏し

いのでは」との意見が聞かれた。
今後の審議の進め方

金融商品の減損・信用リスクの開示に関するIFRS会計基準を取り込むにあたっての審議の進め方について、次の事務局案が示された。

- (1) 減損に関する会計基準
次の順序で審議を進める。

- ① IFRS9号「金融商品」の減損に関する個々の定めについて検討を行い、ステップ2として金融商品会計基準に取り込む内容、新たに開発する適用指針(新適用指針)に取り込む内容、およびいずれにも取り込まない内容を峻別する。
- ② IFRS9号付録B「適用指針」の関連する個々の定めについて検討を行い、新適用指針に取り込む内容を取り込まない内容を峻別する。
- ③ ステップ2のオプションについて、新適用指針におけるどの定めと関連づけて記載するか検討する。
- ④ ステップ4のオプションについて、区分を設けてまとめ記載するように検討する。
- ⑤ IFRS9号の設例1から設例12について、わが国の状況に合わせるように一部修正

するか検討する。
⑥ 実務上の参考になる項目に関する補足文書の内容を検討する。

- (2) 開示に関する基準
次の順序で審議を進める。

- ① IFRS7号の信用リスクに関する個々の定めについて検討を行い、新適用指針に取り込む内容および取り込まない内容を峻別する。その際、現行の時価等開示適用指針に含まれる既存の定めを削除および見直しの要否をあわせて検討する。
- ② 実務対応報告18号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、複数の開示方法があることを示すように補足文書の内容を検討する。
- ③ 「信用リスクの開示目的」、「信用リスク・エクスポージャー開示」、「財務諸表以外の開示への参照」について追加的な検討を行う。

専門委員会から特段異論は聞かれなかった。

会計

サステナビリティ開示の後発事象 に関する実務対応基準の開発を検討—SSBJ

去る10月16日、SSBJは第41回サステナビリティ基準委員
会を開催した。

3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準案（以下、「適用基準案」という）およびサステナビリティ開示テーマ別基準案に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

後発事象

会計上、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに発生した事象について、IFRS会計基準においては修正後発事象として修正を要する一方、わが国会計基準では、開示の単一性を重視し、開示後発事象に準じた取扱いをすることとされている。

この点、適用基準案74項では修正後発事象、75項では開示後発事象に準じた定めとなっているが、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに、報告期間の末日現在で存在して

た状況についての情報を入手したとき、IFRS会計基準適用企業では74項に基づき開示を更新する必要がある一方、わが国会計基準適用企業では75項に基づき当該情報を開示することになるのか、明確化を求めるコメントが寄せられていた。

事務局は、報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を、「①財務諸表に関連する後発事象に関する情報」と「②財務諸表に関連しない後発事象に関する情報」に分け、次のように整理した。

報告期間の末日後、会社法監査報告書日までの期間
①②→74項に基づき開示を更新する。
・会社法監査報告書日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までの期間
①→75項に基づき当該情報を開示する。
②→74項に基づき開示を更新

する。

なお、前記の取扱いについてはわが国特有の論点であるため、追加的なガイダンスがなければ理解が難しいことが想定されるとの懸念が示された。

そこで事務局は、追加的なガイダンスを公表するにあたって、次の文書のいずれかとすることが考えられるとした。

- (1) サステナビリティ開示基準
①ユニバーサル基準、②テーマ別基準、③産業別基準、④実務対応基準
- (2) 補定文書
- (3) 事務局による解説記事

このなかで強制力があり、かつIFRS基準との整合性にも鑑み、①④のサステナビリティ開示実務対応基準として開発し、新たに公開草案として公表することを提案した。

委員からは、IFRS基準との乖離や、公開草案とすることである3月公表に間に合わないのではないかと懸念の声も聞かれた。

事務局は、日本特有の問題であるため対応が必要とし、公開草案を経て3来年月公表に変わりはないと回答した。

金融

IMFが提言する世界経済安定への三重の転換と課題

国際通貨基金（IMF）は10月22日、「世界経済見通し」を発表した。そのなかで世界経済の成長、インフレの動向、金融・財政・構造政策の三重の転換を中心とした分析を行っている。2024年、2025年の成長率はともに3.2%と予測され、インフレ率は2025年末までに3.5%に低下する見込みである。しかし、地政学的リスクや金融市場のボラティリティの高まりが不確実性をもたらしており、中国経済の停滞や新興市場の資本流出といった課題が、世界経済に影響を与えると警告している。

長を狙いとす。IMFはこれらの政策転換を進めることで、世界経済の長期的な安定と成長を目指すべきだと主張する。

金融・財政・構造改革を組み合わせて経済を安定させるといふ視点は妥当である。特に金融緩和への早期移行は経済全体にプラスとなるし、財政政策の健全化は、債務負担軽減による将来の金融危機回避につながる。多国間協力の強調も評価に値する。地政学的リスクの緩和や供給網の寸断防止に不可欠である。

一方で、金融政策に過度な期待がないだろうか。サービス価格の高止まりなど、金融政策では対処が難しい問題も考慮すべきだろう。また構造改革に対する楽観的な見方も疑問である。

世界の主要中央銀行は引締めから中立的な政策へと移行しつつあり、経済活動の支えを狙っている。第二の柱は財政政策の調整であり、各国が持続可能な政府債務の管理を進めるべきだとする。第三の柱である構造改革では、少子高齢化や気候変動への対応、労働市場の活性化を通じた持続的な経済成長があるが、一部の楽観的な分析には注意が必要ではなからうか。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年10月21日	関西支部監査役スタッフ研究会「監査役会の実効性向上に向けた監査役スタッフの業務－社外監査役の活動及び三様監査会議の視点から－」	監査役協会	サステナビリティをめぐる課題を始め、ガバナンス機関の一翼を担う者として監査役の注視すべき課題の範囲が拡大し、対処すべき課題の複雑性が高まるなか、監査役会の実効性の向上に向けた監査役スタッフの業務について、社外監査役の活動と三様監査会議の視点での研究を取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-13679/	—
2024年10月23日	公表基準等の解説 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の概要	ASBJ	2024年9月13日に公表された、企業会計基準34号「リースに関する会計基準」等に関するASBJ研究員による解説文。 https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20240913_manual.pdf	—

証券

視 国政選挙後の、経済政策論議を注

10月下旬入りとともに、日経平均は方向感の定まらない、神経質な動きになってきた。9月末の石破ショックの後、10月中旬には、日経平均は4万円直前まで回復してきたがそこで息切れし、38,000円台に逆戻りしてしまっただ。

10月15日から総選挙期間に入ったが、石破新政権の支持率は下がる一方であり、自民党単独の過半数割れ、さらに自民・公明の与党連合の過半数割れ予想が次第に強まってきた。このままでは石破首相の退陣、政権政党の組み合せ変更による新政権・新首相誕生へ、といった声が聞かれるようになってきた。

そうなると、どの政党が経済政策のリーダーシップをとるのか混乱を招いて、株式市場に予想外のダメージを与えることが懸念される。株価・日経平均の動もたつきはそれを反映するものであるだろうか。

もつとも、経済政策の一翼を担うのが、政治から独立した日本銀行の金融政策であるから、政権交代による経済政策の混乱を過度に恐れる必要はないといえるかもしれない。

日本株価に影響を与えるもう一つの政治イベント、米大統領選挙は、衆院選の10日後である。両候補の大接戦が予想されており、与党・民主党と野党・共和党の間に株式市場への姿勢には大きな相違があるわけではない。それでも、法人税の変更、中国製品への関税引上げなどでは両党間で対立がある。ウォール街は税率引下げ派のトランプ候補を支持しているようで、トランプ当選となれば、米株価はそれを歓迎して上昇、日本株価もつれ高くなるだろう。

しかし、トランプ候補の主張する中国製品への関税大幅引上げは問題だ。米経済の足元では、すでに物価再上昇の気配、長期金利の上昇で、米連邦準備制度理事会（FRB）は次の金利引下げを先延ばしするのではないかとという予想が台頭している。

選挙の結果について一喜一憂することなく、経済政策論議の行方を少し長い目で見守ることが必要だ。

お詫びと訂正

本誌2024年6月20日号（No.1713）特集にて誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●18頁X2期の仕訳（改正前・改正後とも）
（誤）（将来加算一時差異の解消に伴う繰延税金負債の取崩）
繰延税金負債 150
評価差額金 150

●19頁（設例1）X1期の仕訳（その他の有価証券の時価評価）
改正前・改正後
（誤）評価差額金 150
繰延税金負債 150

（正）削除
この仕訳の削除により「連結損益及び包括利益計算書抜粋」は次のようになります。

（正）削除
あわせて、注(2)を削除し、以降の注番号はすべて1つ繰り上げられます。

（誤）この仕訳の削除により「連結損益及び包括利益計算書抜粋」は次のようになります。
（正）その他の包括利益(500)
包括利益290

改正前
（誤）その他の包括利益350
包括利益200

改正後
（誤）その他の包括利益(200)
包括利益290
（正）その他の包括利益(350)
包括利益140

改正後
（誤）その他の包括利益200
包括利益200

（正）その他の包括利益(350)
包括利益140

（正）その他の包括利益(350)
包括利益350

（正）その他の包括利益(350)
包括利益350